**とうみプレミアム付商品券事業要綱**

**①目的**

少子高齢化及び消費の低迷が続いている中、プレミアム付商品券を発行することにより、東御市内での消費拡大と市内事業者の売上増進を図り、もって東御市の産業活性化と人口増を目的とする。

**②発行主体**

商品券の発行主体は、東御市商工会とする。

**③発売総額**

商品券の発売総額は、１億６，６５０万円とする。

**④プレミアム**

商品券のプレミアム率は２０％、プレミアム総額は３，３３０万円とする。

**⑤販売内容**

額面１，０００円の商品券１２枚綴り（１万２，０００円）を１万円で販売する。

１セット１２枚の内訳は、中小加盟店のみで使用できる商品券８枚、大型店でも使用可能な商品券４枚とする。

**⑥販売日及び販売期間**

商品券の販売期間は、平成２７年７月５日（日）～平成２７年９月３０日（水）とし、予定販売額に達した場合はそれを以て販売を終了する。

**⑦有効期間**

商品券の有効期間は、販売の初日から平成２７年１２月３１日（木）までとする。

**⑧販売場所**

商品券の販売は、原則として東御市商工会館内で行う。但し、販売初日のみ東御市中央公民館において販売する。

**⑨１人あたりの商品券購入限度額等**

⑴購入希望者１人あたりの購入限度額は５万円とする（最低１万円以上）。

⑵購入希望者は、住所・氏名・購入希望額を商品券購入申込書へ記入し購入する。

⑶本人以外による代理購入は認めない。

**⑩取扱加盟店について**

⑴商品券を取り扱う店舗（以下、加盟店という）は次の条件に該当する店舗とする。

ア　東御市商工会員で当該事業に参加を希望する事業所（業種問わず）。

イ　東御市長が認めた事業所。

　⑵加盟店への登録を希望する事業所は、取扱加盟店申込書を東御市商工会へ提出しなければ

ならない。

**⑪本商品券の対象のなる商品・サービス等**

商品券は、小売・飲食・建設・サービスなど加盟店の取り扱う商品・役務・サービス等において使用できるものとする。ただし、有価証券や商品券、ビール券、酒券、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものや市外でも利用できる電子マネーのチャージ、特定の商品（公共料金、金融商品、本事業の目的にそぐわないもの等）は対象外とする。

**⑫加盟店の換金手続き等**

加盟店は、使用された商品券裏の指定欄に自店名を記入・押印したうえ、換金請求書に添えて発行元の東御市商工会事務局の窓口において換金手続きをする。その際、窓口において金銭の授受は行わず、事務局は預かり枚数と金額を記載した預かり証を発行、締日に応じて予め定めた支払日に指定口座への振込により換金手続きを完了するものとする。

尚、換金請求の締日及び支払日は、原則として以下のとおりとし、振込手数料は商工会が負担するものとする。

１０日締　⇒　当月１５日支払

２０日締　⇒　当月２５日支払

末日締　⇒　翌月　５日支払

最終の換金手続きは平成２８年１月末日締分（翌月５日支払）とし、以降の換金請求には応じない。

**⑬換金事務手数料について**

加盟店は換金に際し、１枚（１０００円）あたり１０円の換金事務手数料を負担する。

**⑭つり銭等**

商品券の使用時において、加盟店からのつり銭は出さないものとする。

**⑮返還請求等**

本事業においては、次の行為を禁止する。万が一、違反行為が判明した場合は、その者に対し、プレミアム相当額の返還請求のほか商工会長の決定した処置をとるものとする。

ア　商品券を他人に売却すること。

イ　商品券を担保に供し、又は質入れすること。

ウ　加盟店自らの商品仕入れ等に利用すること。

エ　その他本事業の目的に相反する行為を行うこと。

**⑯商品券の払戻**

　使用期間内に使用されなかった商品券について、払戻は行わない。

**⑰委任**

　この要綱に定めるもののほか、実施のために必要な事項は、商工会長が別に定める。